

大田市告示 1 2 1 号

大田市多文化共生推進委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

大田市長 楯 野 弘 和

大田市多文化共生推進委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員として共に暮らす社会の実現に向け、大田市多文化共生推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 大田市多文化共生推進計画の策定、進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (2) その他多文化共生施策の推進のために必要と認められること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係機関を代表する者又はその機関の推薦を受けた者
- (2) 業務、活動及び生活上で外国人と関わりが深い者
- (3) 在住外国人
- (4) その他市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策企画部まちづくり定住課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。